

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業、山形県地域課題解決型創業支援事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町

3 地域再生計画の区域

山形県全域

4 地域再生計画の目標

全国的に若者を中心に東京一極集中が継続し、地方の若者は15年間（2000年→2015年）で3割減少した。（15歳～29歳；△532万人）

本県においても進学期、就職期の若者を中心に県外転出が継続し、社会減少の8割を若年層（15-24歳）の県外転出が占めている状況である。今後30年（2045年まで）で人口が約3割減少し14市町村（うち町村13）で人口が半分以上となると推計されている。（国立社会保障・人口問題研究所）

県内企業の人手不足感が年々高まる中（日銀山形事務所 雇用人員判断D I 2022.12月；△34.0）、本県の労働力人口は2040年には2010年の64%まで減少すると推計されている。（国立社会保障・人口問題研究所）人手不足は産業全体に及んでいるが（有効求人倍率1.64倍（R4.11季節調整値）、特に高度人材（専門的・技術的職業；有効求人倍率R4.11、2.32倍、原数値）はじめ、本県の付加価値額の29%（全国20%、総務省「経済センサス」）を占める製造業や（生産工程；有効求人倍率R4.11、2.12倍、原数値、以下同じ）商業・サービス業（販売；3.04倍）、基盤産業である農林漁業（1.25倍）で不足感が強いほか、運送・建設・介護などは特に人手不足が顕著（輸送・機械運転；2.43倍、建設等；8.39倍、サービス；2.63倍）であり、県内のみならず県外から広く人材を確保することが急務である。

さらに、本県企業の99.8%が中小企業であり（総務省「経済センサス」）、その8割強が小規模企業となっているが、平成21年度45,866社から令和3年度38,486社と7,380社減少している。小規模事業者数の減少を食い止めるためには新規開業者数を増加させる必要があるが、本県の開業率は全国に比べて低く推移している。（令和3年度雇用保険事業年報 全国：4.4%、山形県：2.8%）人口減少により、本県経済の成長力低下やコミュニケーションが生み出すイノベーションの低下、若者の減少・高齢化により、買い物支援やまちづくりなど人々の暮らしを支える地域コミュニティの機能低下が顕在化しつつあり、今後さらに加速することが懸念されることから、これら機能を担う事業者や担い手の確保が急務である。

一方、全国的には若者（20代、30代）の地方への移住希望者は増加基調であるとともに、過疎地域であっても住まい・職・子育ての支援を組み合わせた取組みを進める町村においては社会増が継続する状況も見られるところ。

また、本県の移住支援策を活用した移住者へのアンケート調査では、移住を決断するまでに躊躇した要因として、「生活環境」、「地域との関わり」と合わせ「仕事」への不安が多く寄せられており、移住と仕事の一体的な相談体制が求められている。

本県のこれからの産業・地域の中核を担う若者等の減少に歯止めをかけるためには、移住施策と人材確保策を一体的に展開し、移住希望者の就業希望に寄り添い、様々な経験を持つ県外からの移住・就業者を拡大させるとともに、本県産業の活力を高める起業家を拡大することが課題となっている。

このため、関連事業と一体的に、移住定住・人材確保策を一体化・組織化し、「若者（特に子育て世代）の移住希望を促進し、地方の若者人口を増加させること」を目標とする。

て世代)」を主なターゲットに、本県への移住希望者一人ひとりのニーズに寄り添った質の高い移住定住・人材確保策を戦略的に展開し、様々な経験を持つ高度人材をはじめとする移住・就業者を拡大、本県産業の中核を担う人材や起業者等を確保することで、新たな価値を創造・拡大・発信し活力ある企業や社会的事業が次々と生み出され、持続的に成長する本県産業を実現する。そうした移住者の拡大に加え、都市部に住みながら本県に関心を持ち、様々な形で地域を応援するいわゆる「関係人口」の移住や、テレワークにより移住元での所属企業等の業務に従事しながら生活の本拠を本県に移す移住を含め、本県への人の流れを生み出し、人口減少要因の1／3を占める社会減少に歯止めをかけ、持続可能な地域コミュニティの形成や農山漁村における買い物など住民の日常生活に不可欠なサービスが確保される安心な活力ある地域を実現し、10年後の「県人口100万人確保」を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2023年度増加分	2024年度増加分
本移住支援事業に基づく移住者数（人）	50	80	262
本起業支援事業に基づく起業者数（人）	0	4	4
マッチングサイトに新たに掲載された求人数（件）	201	210	220
本移住支援事業に基づく18歳未満の世帯員を 帯同して移住した世帯数（世帯）	10	20	20

2025年度増加分	2026年度増加分	2027年度増加分	K P I 増加分 の累計
247	267	282	1,138
4	4	4	20
230	240	250	1,150
25	30	35	130
－	0	0	0
－	0	0	0
－	0	0	0

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2の③及び5－3のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

・山形県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業

・山形県地域課題解決型創業支援事業

③ 事業の内容

山形県、県内全市町村、企業等が一体となり、社会減少を抑制するとともに本県産業の担い手となる就業者を確保するため、東京圏からの移住並びに本県産業への就業及び起業を後押しし、さらには、本県関係人口の移住、テレワークにより東京圏の所属企業等の業務に従事しながらの移住を進めるための移住支援金を支給する移住支援事業、製造業や農林漁業、輸送・建設・介護等人手不足分野における本県産業と特に高度人材をはじめとする就業者とのマッチングを支援するための求人情報を提供するマッチング支援事業、東京圏の学生の本県への移住・就職を促進するための支援金を支給する学生支援事業を実施する。

併せて、デジタル技術を活用して地域が抱える課題を解決する起業を促進するため、地域活性化関連やまちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、その他地域の課題解決に資する事業分野における「社会性」、「事業性」及び「必要性」を満たす起業者に対して起業支援金を支給する事業を実施する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【官民協働】

山形県では、「オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会」の下、産学官金労言の各会が連携し、若者の県内定着・回帰の促進や人材確保、県内企業の生産性向上などの取組みをオール山形で推進している。また2020年度に「一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター」の新法人を設立し、県・市町村の行政のみならず産業界、大学などとも連携し、移住者に寄り添った具体的な支援を展開している。

行政においては、移住支援金の支給やマッチング支援の提供を行うために必要な全体的な整備や調整を行うことにより、人手不足に悩む地域の中小企業等への就職や、地域にとって必要とされている地域活性化等の社会的事業の起業を促進するとともに、移住者に対する住まいの整備支援等により、移住者を受け入れるのに適した環境整備を行う。

一方で、求人を行う地域の中小企業等は、商工団体等の支援も活用しながら、東京の移住希望者にとって魅力ある生産性の高い経営を行い、移住を促して人材を確保し、本県産業の付加価値額の向上を図る。

また、山形県は、事務局業務を行う民間事業者に対して補助を行うことを通じて、民間の知見を活用しつつ、起業家が抱える起業に伴う課題に対して、事業計画の策定支援、経営相談等の伴走支援を行うことで、起業者の実施する事業の安定化、自律的な事業運営を図り、地域社会の持続化につなげる。

このように、官民が協働することによって、幅広い者の参加を促す仕組みとするとともに、それぞれの立場を活かして政策効果をより高いものとする。

【地域間連携】

山形県では「オールやまがた人材確保・生産性向上推進協議会」（会長：山形県知事）において全県的な協働体制を整え、さらには2020年度に「一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター」を設立し、新法人を中心に、県・市町村・産業界、大学などの連携を強化してきた。着実に取組みの効果を上げることにより、企業等の協力や構成団体増員による会費の確保を図っていくとともに、各地方公共団体においても一般財源確保に努めていく。その一方で各市町村は個別の地域の実情をよく知る立場から、移住支援金支給者の就業先となる具体的な企業の掘り起しや、移住者に対する住宅の支援、起業支援事業における市町村の実施する創業支援事業との協働等の連携を行う。

また、起業希望者の相談先は、執行団体や県、金融機関のほか市町村が想定されるため、市町村の協力を得て本事業の周知を図る。起業希望者が市町村に相談した場合は、本事業の紹介だけでなく、聴き取ったビジネスプランに対して適切に支援できる機関（例：商工会議所、金融機関など）につなげるなど連携強化により相談者の利便性向上を図る。さらに、起業後にも市町村に相談が寄せられる場合もあるため、その際は相談者の悩みや課題を聴き取り、具体的な支援ができる機関（例：税理士、社会保険労務士、商工会議所など）を紹介する。

このように、県と市町村がそれぞれの立場を活かして連携を行うことにより、地域全体での活力向上を実現する。

【政策・施策間連携】

山形県では、移住支援金支給者の就業先として製造業や農林漁業、輸送・建設・介護をはじめとする高度人材等の人手が不足する産業分野の企業を選定したり、求人開拓を促進する。また、コロナ禍を契機に地方回帰に対する意識が高まっていることから、Uターン希望者やスキルを有する方を本県に呼び込むことは喫緊の課題である。そのため本県への移住を促進するにあたり、首都圏等において開催するセミナーでは、県や市町村の既存の企業の就業先を紹介するほか、起業に対する支援（起業支援金）を紹介することで、多様な人材を本県に呼び込む。

これにより、移住施策を単なる人口の増加ではなく、地域活力の向上へと積極的に結び付ける仕組みとしている。

【デジタル社会の形成への寄与】

山形県では、移住支援事業において管理・運営するマッチングサイトに、デジタル人材用の求人票を積極的に掲載するとともに、プロフェッショナル人材事業や先導的人材マッチング事業と連携することにより、不足するデジタル人材の移住を促進する。

また、起業支援事業においては本事業は起業によって地域の課題を解決を図るためであり、起業された事業が末永く続くことが地域経済の活性化だけでなく、その地域に住む方にとっての幸せ（豊かさ）にもつながるため、事業の需要者（消費者）の確保はもとより拡大が求められる。そのため、需要者の確保には消費者にとっての利便性を向上する必要があるためキャッシュレス決済やWeb予約システムの導入、また、新たな需要を確保する取組みとしてECサイトによる販売など、デジタル技術を活用していることを交付の条件とする。このような需要拡大に取組みが持続可能な事業はもとより、デジタル社会の形成に寄与する。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

山形県総合政策審議会において、県の総合計画の実施計画の施策評価、やまがた創生総合戦略の施策（KPI等）と併せ、進捗状況及び効果検証を行い、同審議会の意見を基に、事業の見直しを図っていく。

【外部組織の参画者】

産：山形県中小企業団体中央会、山形県農業協同組合中央会、農業者、観光事業者、学：山形大学、東北大学、東京大学、千葉大学、芝浦工業大学、神奈川大学、東北公益文科大学、米沢栄養大学、放送大学、明治大学、東洋大学、労：日本労働組合総連合会 山形県連合会、金：山形県銀行協会、言：山形新聞社 ほか

【検証結果の公表の方法】

審議会を公開で開催するほか、資料及び審議概要については県HPで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 405,919千円

⑧ 事業実施期間

2023 年 4 月 1 日 から 2028 年 3 月 31 日まで

⑨ その他必要な事項

起業支援事業の対象とする社会的事業の分野は下記のとおり。

- ・ 地域活性化関連
- ・ まちづくりの推進
- ・ 過疎地域等活性化関連
- ・ 買物弱者支援
- ・ 地域交通支援
- ・ 社会教育関連
- ・ 子育て支援
- ・ 環境関連
- ・ 社会福祉関連
- ・ その他地域の課題解決に資する事業分野

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日 から 2028 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。